

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 一般乗用旅客自動車運送事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会が行う一般乗用旅客自動車運送事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、乗務員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び身体障害者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 乗務員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した健康で生きがいのある日常生活を営むことができるよう、通院や買い物等の外出支援を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業の適正な運営を確保するために次の職員を置く。

- (1) 運行管理者 1名（兼務）  
運行管理者は、事業の運行業務の管理を行う
- (2) 整備管理者 1名（兼務）  
整備管理者は、事業用自動車の整備管理を行う
- (3) 指導主任者 1名（兼務）  
指導主任者は、乗務員の教育指導を管理する
- (4) 指導監督実施者 1名（兼務）  
指導監督実施者は、乗務員の教育指導を行う
- (5) 乗務員 2名（兼務）  
乗務員は、事業の提供に当たる

(提供日及び提供時間)

第4条 事業の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 提供日 月曜日から土曜日までとする。  
ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は除く。
- (2) 提供時間 午前7時から午後9時までとする。

(事業の実施区域)

第5条 事業の実施区域は、群馬県内の区域とする。

(運賃及び料金)

第6条 運賃及び料金は、次のとおりとする。

- (1) ケア輸送サービス 30分 2,490円
- (2) 介護輸送サービス 片道 400円

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、理事会において定める。

附 則 この規程は、平成18年1月1日から施行し、平成17年9月22日から適用する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年3月1日から施行する。